

新建設業管理システム開発業務に係る公募型プロポーザル募集要領

本要領は、福島県における新建設業管理システム開発業務の契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1 実施業務名

福島県における新建設業管理システム開発業務

2 業務内容

建設業管理システムは、電子閲覧システム・電子入札システム等と連携し、起工から入札情報登録・入札執行・入札結果登録、契約・検査まで、全体として入札関連サービスを提供している。迅速かつ正確な建設工事等の発注や、入札の透明化、入札参加機会の拡大等に資することを目的としたシステムで、入札関連情報連携の中心となり、工事等に関する手続きに必須のシステムとなる。また、工事・測量等に関する有資格者の名簿管理や入札結果等を管理、保有している。

本業務は、現行の建設業管理システムから新たな建設業管理システムへ更新するために、令和8年度から令和9年度にかけて開発業務及び運用保守業務委託を行う。（詳細については、別添仕様書のとおり。）

3 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

なお、現行システムから新システムへの完全移行時期については、令和9年10月1日とすること。

4 契約限度額

197,226千円（税込）

上限額を超える提案については選定しない。

※当該金額は、企画提案において提示できる金額の上限であり、契約金額ではないこと。

5 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告に示した同種業務又は類似業務を令和8年4月1日から遡って10年以内に実施した実績があり、確実に履行できる者であること。
※同種業務とは、同要領2に示す業務を一部でも含むものをいう。
※類似業務とは、建設工事に関する入札契約・予算執行・業者管理に関連するシステムを開発又は運用保守する業務をいう。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てを行った者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けたものを除く。）

く。)でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者ではありません。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (5) 県税を滞納している者でないこと。

- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

- (7) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。参加申込関係資料及び企画提案書等による審査を行い、最も優れた提案を行った者を、契約候補者として選定する。

7 質問書

本プロポーザルに参加を希望する者からの質問を次のとおり受け付ける。

なお、質問は企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

- (1) 提出書類

質問書（第1号様式）

- (2) 提出方法

質問書を、本実施要領の末尾に記載の電子メールアドレス宛てに電子メールにより提出し、必ず提出日のうちに、本実施要領の末尾に記載の担当者に、提出した旨を電話連絡すること。

なお、電話又は口頭のみでの質問は一切受け付けない。

- (3) 提出期限

令和8年5月13日（水）17時まで

- (4) 質問への回答

質問書に対する回答は、質問者名を伏せた上で、令和8年5月20日（水）までに福島県ホームページに掲載する。

8 参加申込み

(1) 提出書類

ア 参加申込書兼誓約書（第2号様式）

イ 会社概要（第3号様式）

※会社概要が分かるパンフレット等を添付すること。

ウ 業務受託実績整理表（第5号様式）

エ 法人の履歴事項全部証明書（発行から3か月以内の原本。個人の場合は、地方自治法施行令第167条の4第1項第1号及び第2号に該当する者でないことを証する書類）

オ 役員の一覧表（法人のみ、任意様式）

カ 福島県の県税について未納がないことの証明書（発行から3か月以内の原本。福島県に本店、支店等がない場合は、本店の所在地の都道府県税について未納がないことの証明書）

キ 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書（発行から3か月以内の原本）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限及び提出方法

令和8年5月22日（金）17時まで

持参又は郵送（書留郵便又はレターパックに限る）とし、郵送の場合は期限内に必着とする。

(4) 提出先

福島県総務部入札監理課（福島県庁本庁舎1階）

※ 参加申込書を提出したものの、企画提案書の提出を辞退する場合には、参加辞退届（第4号様式）を上記提出先に持参又は郵送（書留郵便又はレターパックに限る）により、企画提案書の提出期限までに提出すること。

(5) 参加資格確認通知書発出

参加申込者に対し、参加資格の有無について、令和8年5月26日（火）までに参加資格確認通知書を送付する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

※企画提案内容はA4用紙20頁以内（A3用紙の場合2頁と換算する。表紙・目次を除く）。

イ 機能要件適合表（第6号様式）

ウ 参考見積書及びその内訳明細書（任意様式）

(2) 提出部数

紙媒体：正本1部、副本7部

電子媒体：1部（PDFファイルを収録したCD-R又はDVD-R）

(3) 提出期限

令和8年6月5日（金）17時まで

持参又は郵送（書留郵便又はレターパックに限る）とし、郵送の場合は期限内に必着とする。

(4) 提出先

福島県総務部入札監理課（福島県庁本庁舎1階）

(5) 注意事項等

ア 担当者の連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を必ず記入すること。

イ 期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け付けない。

10 企画提案書等の作成上の留意点

(1) 企画提案書の留意事項

ア 企画提案書は、本業務において見積書とともに受託予定者決定のための評価対象となる。したがって、提案内容を適切に評価できるよう、具体的に分かりやすく記述すること。

イ 企画提案書の記載内容は、全て本調達の範囲として見積価格で実施できるものとみなすので、見積価格で実施可能な内容を記述すること。将来的な拡張性等、本調達の範囲外の作業について触れる必要がある場合には、その理由と範囲を明示した上で記述すること。

ウ 調達仕様書に示した要求事項に対応する内容の記述がなされていない場合、該当する評価項目を採点できない場合があるので、注意すること。

エ 企画提案書に記載する日付は作成日とすること。

オ 提出した企画提案書の修正、再提出、追加または撤回をすることはできない。

(2) 企画提案書記述要領

ア 提案内容が要求仕様書や本要領14(1)評価基準（以下「評価基準」という）のどの項目に対するものかを理解し、また各参加者の提案を適正に比較し評価するため、提案書の構成は、要求仕様書の構成に沿っていることが望ましい。特に、評価基準の各項目について、対応する記述がどこにあるのかが分かるよう配慮すること。

イ 文章を補完するために、図表等を使用してもよい。ただし、本要領9(1)アの頁数に含むものとする。

ウ 提案内容を適正に評価できるよう、以下の項目に配慮すること。

(ア) 技術的専門用語を用いる場合には解説を加える等、理解しやすい内容とすること。

(イ) 要求仕様書に示す要求範囲を超える提案（業務機能の追加提案等）を行う場合には、その要求範囲を超える部分を明確に記載すること。なお、要求範囲を超える提案であっても、本調達の範囲内で行える提案のみ記載すること。

(3) 機能要件適合表記述要領

ア 各シートの全ての項目について、「回答」欄を次のとおり記入すること。

(ア) 要件を満たせる場合、「○」を記入すること。

(イ) 要件を完全に満たせないものの、代替機能や運用回避策等の提案ができる場合には、「△」を記入すること。

(ウ) 要件を満たせない場合、「×」を記入すること。

イ 「回答」欄に「△」を記入した全ての項目について、「代替案」欄に代替提案の概要及び代替案を詳述している提案書の該当箇所を記入すること。

1.1 書面審査（1次審査）

提出のあった企画提案書等について、別途設置する審査委員会による書面審査を行い、2次審査の対象者（上位3者）を選定する。なお、企画提案書の提出者が3者以下の場合は1次審査手続きを省略し、全ての提案者をヒアリング対象者とする。

なお、書面審査（1次審査）の結果通知については、令和8年6月16日（火）までに、同要領9（5）アで記入された電子メールアドレス宛に通知する。

1.2 ヒアリングによる審査（2次審査）

企画提案書について書面審査（1次）を行い、本業務に優れた提案と認められる者について、ヒアリングによる審査を実施する。

（1）ヒアリング日時

令和8年6月18日（木）

詳細な時間は、同要領11で示す書面審査（1次審査）の結果通知にて記載する。

（2）ヒアリングの方法

ア ヒアリング（提案者によるプレゼンテーション及び審査委員会との質疑応答）は、福島県庁において、対面で行うものとする。具体的な場所等は、（1）の日時とあわせて連絡を行う。

イ ヒアリング時間は30分程度（20分以内の説明、10分程度の質疑）とする。

ウ ヒアリングの内容は、提出された企画提案書を補完する説明を受けるものとする。

1.3 選定方法

企画提案書及びヒアリングの内容について、「1.4 審査基準等」に基づき、審査委員会による審査を行い、結果、各審査委員の評価点の平均が最も高い者を契約候補者として選定する。ただし、採用基準点を60点とし、各審査委員の評価点の平均が採用基準点に満たない場合は、採用しない。

1.4 審査基準等

（1）評価基準

区分	評価項目	評価内容	配点
事業者評価	提案概要の的確性	○仕様書の内容を的確に捉え、本業務を効果的かつ効率的に実施するための具体的な提案があるか。	20
	業務実績	○官公庁において、令和8年4月1日から遡って10年以内に本業務の内容と同種の業務を行った実績はあるか。	10
企画提案評価	機能面評価	○視認性や操作性に優れている具体的な提案はあるか。 ○追加機能や他システムへの連携などに対応できる拡張性に優れた具体的な提案はあるか。 ○ユーザ毎のアクセス権限設定に関する具体的な提案はあるか。 ○登録データの抽出・出力について、具体的な提案があるか。	25

		○工事等案件のシステムへのデータ登録について、入力漏れや入力誤りを防ぐための具体的な提案はあるか。	
	独自提案	○その他、機能面に関して有効な提案があるか。	10
	導入支援	○利用者向けの操作研修会の内容について具体的な提案はあるか。 ○本県が予定している導入時期までに、確実に履行できるような具体的な提案はあるか。	10
	運用保守	○職員からの問合せ等に対し、迅速にサポートできる体制について具体的な提案はあるか。 ○登録されたデータにおける完全性、可用性、機密性に対する具体的な提案があるか。 ○システム稼働後の機能改修やシステム不具合に対し、迅速に対応できる体制の具体的な提案はあるか。	30
	費用評価	○費用対効果に優れた積算金額となっているか。	5
合 計			110

(2) 採点基準

評価	得点
非常に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
標準的である	配点×0.6
やや劣っている	配点×0.4
劣っている	配点×0.2
記載なし	配点×0.0

1.5 契約の締結等

- (1) 契約内容は、企画提案書等に基づき改めて契約候補者と協議を行い、見積書を徴した上で、別途設定する予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、協議が整わない場合又は契約候補者が辞退した場合は、次点の事業者（採用基準点を満たす者に限る。）と協議を行い、同様に見積書を徴した上で、予定価格の範囲内で契約を締結する。
- (2) 契約にあたっては、福島県財務規則第228条の規定により契約保証金を納付すること。なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。ただし、福島県財務規則第229条の規定に該当する場合、契約保証金は免除する。
- (3) 本業務の支払いは、年度毎の出来高払いとする。
想定される年度毎の事業費は、契約上限額である197,226千円で契約した場合、令和8年度112,200千円、令和9年度85,026千円とする。
- (4) 契約書案については、現時点での基本的事項を記載したものであり、詳細な内容については

契約の相手方と協議の上、追加することとする。

16 実施スケジュール

公募開始	令和8年4月17日（金）
質問書の提出期限	令和8年5月13日（水） 17時まで
質問への回答	令和8年5月20日（水）まで
参加申込書提出期限	令和8年5月22日（金） 17時まで（必着）
参加資格確認通知発出	令和8年5月26日（火）
企画提案書提出期限	令和8年6月5日（金） 17時まで（必着）
書面審査（1次審査）結果通知	令和8年6月16日（火）まで
ヒアリングによる審査（2次審査）	令和8年6月18日（木）
選定結果通知	令和8年6月下旬頃（予定）

17 その他の留意事項

- （1） 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- （2） 企画提案書の作成、提出等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- （3） 企画提案書に含まれる著作権、特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- （4） 提案者が1者のみであった場合でも、本プロポーザルでの選定は実施する。
- （5） 本業務の実施については、この要領に定めるものの他、必要に応じて別に定める。

18 提出先及び問合せ先

福島県総務部入札監理課（福島県庁本庁舎1階） 担当：鈴木 崇史

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16

電話番号 024-521-7899

電子メールアドレス zaimu_nyusatsu@pref.fukushima.lg.jp